

新自由主義の見直し掲げる岸田新総裁、最初の試金石は金融所得税制

高額金融所得者の税負担が下がる矛盾は解消できるか

森信茂樹 東京財団政策研究所研究主幹

自民党総裁選挙で岸田文雄氏が新総裁に選ばれた。国会の承認^{2021年10月5日}を経てわが国の第100代総理大臣に就任する。

総裁選挙では、4人の候補者の間で、外交・安保から社会保障まで幅広く政策論争が行われたが、これは大変評価すべきことだ。日常にかまける中、サイバーセキュリティの必要性などを筆者に教えてくれた。



会見する自民党の岸田文雄・新総裁（内田光撮影）



一方、議論は生煮えで、年金問題などテレビのコメンテーターや論説委員の勉強不足、切り込み不足（付度？）も目についた。例えば河野候補の指摘した将来の国民年金の水準の問題は、岸田候補などが答えた「年金の支え手を増やしていく」ことだけではとても対応できないことは、多くの年金関係者が認識していることである。

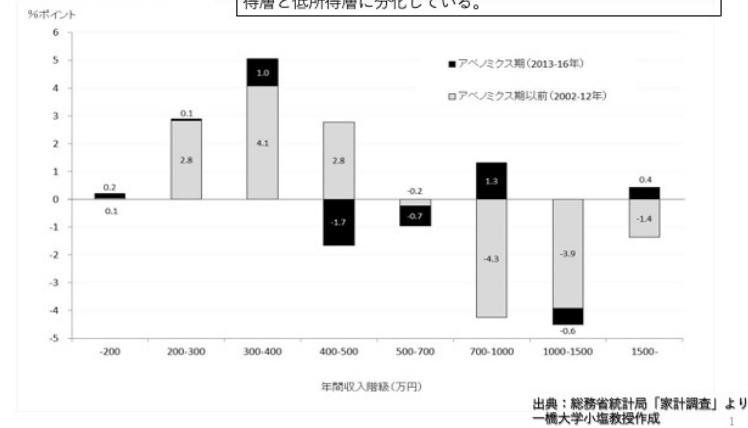
注目すべき3点の経済政策とは

筆者が注目するのは、以下の3点である。

第一に、公約である新自由主義的な経済政策からの転換と分配重視という政策の具体的内容である。

アベノミクスの下では、トリクルダウンは生じず、以下の家計調査の分析でも明らかのように、中間層は2分化した。さらにコロナ禍で、所得・資産格差は拡大した。アベノミクスのトリクルダウンに象徴される政策を転換することには大きな共感を覚える。

所得分布の変化



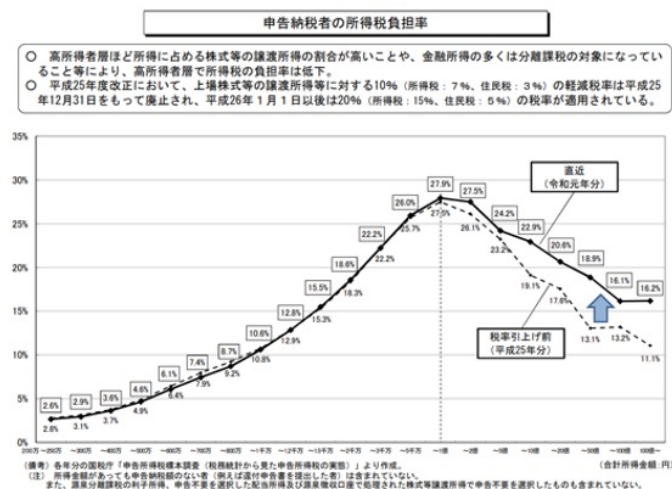
(図1) 所得分布の変化。アベノミクス期は、400万円～700万円の分布が減少し、高所得層と低所得層に層に分化している

一方で、これへの対策として、「経済成長の成果を分配する」というが、これは具体性に欠ける。「分配」とは「負担能力がある者からそうでない者に所得を移転させること」で、筆者は究極の構造改革だと思っている。それは税制と社会保障を組み合わせるもので、国家・政府にだけ与えられた権能だ。

そのためには、負担能力がある者は誰か、いかにしてさらなる負担を求めるかということが明確でなければならない。順番も、経済成長策と同時に分配政策を行っていく必要があるのではないか。適正な分配により国民の生活不安を解消することが消費の拡大を通じ経済成長にもつながっていく、この道も模索すべきだ。

岸田新総裁が言及した「金融所得課税の見直し」

第2に、その具体策として、岸田新総裁が討論会の中で言及した「金融所得課税の見直し」が俎上に上る。わが国の申告所得納税者の負担率は、下の図に示されたように、所得1億円までは増えていくが、そこでピークを付け、以後所得が増加していくにしたがって下がっていく。この原因は、金融所得に対する税率が分離課税（所得税15%・住民税5%、合計20%）となっており高所得者の勤労所得に対する適用税率（例えば最高税率は45%）より低いことと、高所得者ほど金融所得が多いことにある。



(図2) 申告納税者の所得税負担率。高所得者層ほど、所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くが分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下している

なぜ金融所得については、このような税制になっているのか。これは金融のグローバル化が進んだ90年代後半に、北欧から始まり、ドイツ・オランダなどに広まった「二元的所得税」という考え方である。所得を勤労所得と金融所得に分けて、前者は「公平性」つまり所得再分配の見地から累進税率を適用し、後者は外

国への資本の流出を防ぐために低率で分離課税するという「効率性」の考え方による。グローバルに取引される金融所得については、低率で一定の税率にして国外への資金逃避を防ぐという趣旨である。わが国もこの流れの中で、現在の税制を構築してきた。

しかし、資産・所得格差が拡大してくる中で、高所得者は所得が増加するにつれて負担が下がることに批判が寄せられ、所得税の所得再分配機能を強化すべきだという議論が生じてきた。

これはわが国だけの話ではない。パンデミックで拡大した格差問題への対応として、米国や欧州諸国で始まった見直しである。とりわけ米国バイデン政権は、所得税最高税率の引き上げとともに、キャピタルゲイン税率の引上げ（20%から25%へ）案を議会で審議中である。

安倍政権や菅政権の下では、与党税制改正大綱（2020年12月）の中で「所得再分配機能の回復の観点からの個人所得課税の検討を進める」と指摘されながらも、官邸は「株式市場に与える悪影響」を懸念して、金融所得課税の見直し議論を封じてきた。

株式相場に影響を及ぼすという懸念からの反対論があるが、ドーマーなどの経済理論では、「投資家がリスクテイクをする場合重要なことは、損失が生じた場合にどこまで損益通算させるかという点が重要であって、税率の高低には影響されない」と指摘されている。

例えば、譲渡益に50%の税率で課税しても、損失が生じた場合にはその50%が還付（相殺）される損益通算制度が整っておれば、投資家はリスクテイクを続け、相場に与える影響は限定的ということである。このことは、戦後のわが国税制の基礎となったシャウプ勧告の前文にも書かれている。

OECD諸国は近年、タックスヘイブンを含めて情報交換する体制を構築し、資金の流れを捕捉できる協調体制を築いてきた。わが国でも、2016年から5000万円超の国外財産を対象に国外財産調書制度が始まり、2018年からは海外の税務当局との金融口座情報の自動的情報交換を開始、たとえ外国に資金が流出しても、日本居住者である限り課税される体制を整えてきた。



タックスヘイブンの一つ、ケイマン諸島（Blue Sky imagery/shutterstock.com）



また年間所得 2000万円超で3億円以上の財産を有する者には財産債務調書の提出が義務付けられ、預貯金口座へのマイナンバー適用も始まり、適正課税を担保するための納税環境は大きく整備された。

金融所得税制を見直す環境が整備され、税制見直しの条件は整ってきたといえよう。

問題は見直しの方法で、なるべく株式市場へのインパクトの少ない方法を選ぶ必要がある。

先の図で、合計所得1000万円の者の実効税率は10.6%となっており、彼らにとって金融所得の現行所得税率である15%はすでにそれを上回っている。つまり、金融所得の税率を一律に引き上げると、中低所得で金融所得のある者は、自らの勤労所得よりはるかに重い税負担になり、累進税率の強化にはつながらない。

■ 精緻に考える必要がある金融所得税制の見直し

そこで見直しはより精緻に考えていく必要がある。一定以上の金融所得（例えば100万円、但し源泉分離課税となっている利子所得は除かざるを得ない）のある者について税率を引き上げる（例えば現行の15%から30%へ）ことが考えられる。特定口座の配当と株式譲渡益はすべてマイナンバーで把握されており名寄せができるのでこのような税制改正は実行可能だ。

その先には預貯金利子も加えて課税することが考えられ、そのためには預貯金口座へのマイナンバー付番を進めていく必要がある。また、先述したようにデリバティブなど「損益通算」の範囲の拡大、繰越控除の長期化などもあわせて検討する必要がある。

このような見直しは、高所得者により多く帰属する金融所得に対して負担増を求めるので、世代間の公平にも資することになる。

新自由主義の見直し、分配の重視を掲げる岸田新総裁（そして次期総理）の最初の試金石ともいえるのが、この問題だ。

コメント0件

並び替え

最新

コメントを追加...

[Facebookコメントプラグイン](#)